

瀬戸市告示第 4 7 号

平成 2 7 年瀬戸市告示第 1 5 5 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
<省略>			<省略>		
規則第 6 条第 1 項第 3 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和 2 6 年法律第 2 3 7 号）第 2 条第 1 項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	規則第 6 条第 1 項第 3 号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和 2 6 年法律第 2 3 7 号）第 2 条第 1 項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）
<省略>			<省略>		